

## 資料提供 (県政)

提供年月日：令和元年(2019年)7月9日  
部 局 名：健康医療福祉部  
所 属 名：障害福祉課  
担 当 名：共生推進係  
担 当 者名：早尻、清水  
内 線：3541  
電 話：077-528-3541  
E-mail：ec0006@pref.shiga.lg.jp

## 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラムを開催します

滋賀県では、障害者差別解消法の補完などを盛り込んだ「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を平成31年4月1日に施行しました。

条例の施行にあわせ、条例の周知、合理的配慮・障害の社会モデル等の理解を図るため「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラム」を開催します。

すべての県民の皆さんが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために一緒に考えてみませんか。

### ■南部会場

①開催日 令和元年7月15日(月・祝)13:30~16:00(受付13:00~)

②場 所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1-1)

#### ③内 容

##### ・基調講演

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：尾上浩二氏(NPO法人DPI日本会議 副議長、条例検討専門分科会委員)

##### ・シンポジウム「共に学び、共に生きる」

登壇者：チームかなこ 北村佳那子氏、山崎秀子氏 尾上浩二氏

### ■北部会場

①開催日 令和元年7月28日(日)13:30~16:00(受付13:00~)

②場 所 滋賀県立男女共同参画センター大ホール(近江八幡市鷹飼町80-4)

#### ③内 容

##### ・基調講演

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：北野 誠一氏(NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長、滋賀県障害者施策推進協議会会長、条例検討専門分科会委員)

##### ・講演「触常者」という生き方 ~無視覚流ライフを楽しむ~

講師 広瀬 浩二郎氏(国立民族学博物館准教授)

##### ・対談「障害とは何か~障害の社会モデルを通じて考える~」

広瀬 浩二郎氏、北野誠一氏

### ■参加申込み

氏名、連絡先等を記入の上、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課までメールまたはFAXでお申し込みください。なお、当日参加も可能です。

※詳しくは別添のちらしをご覧ください

障害の社会モデル研修（南部会場）

# 滋賀県障害者差別のない共生社会 づくり条例フォーラム

参加費  
無料

滋賀県では、障害者差別解消法の補完などを盛り込んだ「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を平成31年4月1日に施行しました。

条例の施行にあわせ、条例の周知、合理的配慮・障害の社会モデル等の理解を図るため「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラム」を開催します。

すべての県民の皆さんが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために一緒に考えてみませんか。

日時

令和元年 7月15日(月・祝)

13:30～16:00 (受付13:00～)

会場

滋賀県庁新館7階大会議室

JR大津駅から徒歩5分(大津市京町四丁目1-1)

※駐車場はございませんので、公共交通機関を利用してお越しください。

13:30～

開会挨拶

13:35～

基調講演

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

●講師 尾上浩二さん

(NPO法人DPI日本会議 副議長、条例検討専門分科会委員)

14:45～

シンポジウム「共に学び、共に生きる」

●チームかなこ 北村佳那子さん、山崎秀子さん

●尾上浩二さん



尾上浩二さん(NPO法人DPI日本会議副議長)

・1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。親の会が実施していた訓練事業に通う。その後、養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。

・大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。

・2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。



北村佳那子さん(チームかなこ)

・胎児期のウイルス感染の後遺症により、レンノックス症候群(てんかん)、低体温症などがあり、最重度の重複障害といわれる。

・1988年奈良県生まれ、小学校2年時に大阪市へ転居。小・中・高校と地域の普通学校で育つ。2008年大阪市立中央高校卒業。

・関西大学に「聴講生」として5年間通い、ゼミ生と共に自主的に「卒業」。グループホーム(大阪市内)在住。平成27年度糸賀一雄記念未来賞受賞。

主催

滋賀県

E-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp

FAX 077-528-4853

滋賀県庁健康医療福祉部障害福祉課共生推進係あて

令和元年7月15日（月・祝）開催

# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラム

## 参加申込書

(フリガナ) 参加者氏名	
所属 (※個人の場合は居住市町名)	
電話番号	
E-mail	
配慮すべき事項等がありましたらお書きください	※各会場に手話通訳および要約筆記を配置します。点字資料等その他の配慮が必要な場合に記載してください

※記入いただいた個人情報は、本フォーラムに関する業務のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

## 会場案内



## 申込・問い合わせ

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係  
TEL 077-528-3541  
FAX 077-528-4853  
E-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp

## 申込方法

参加をご希望の方は、上記参加申込書によりメールまたはFAXにてお申し込みください。

障害の社会モデル研修（北部会場）

# 滋賀県障害者差別のない共生社会 づくり条例フォーラム

参加費  
無料

滋賀県では、障害者差別解消法の補完などを盛り込んだ「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を平成31年4月1日に施行しました。

条例の施行にあわせ、条例の周知、合理的配慮・障害の社会モデル等の理解を図るため「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラム」を開催します。

すべての県民の皆さんが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために一緒に考えてみませんか。

日時

令和元年 7月28日(日)

13:30～16:00 (受付13:00～)

会場

滋賀県立男女共同参画センター大ホール

JR近江八幡駅から徒歩10分(近江八幡市鷹飼町80-4)

13:30～ 開会挨拶

13:35～ 基調講演

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

●講師 北野 誠一氏 (NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長、滋賀県障害者施策推進協議会会長、条例検討専門分科会委員)

14:25～ 講演「触常者」という生き方 ～無視覚流ライフを楽しむ～

●講師 広瀬 浩二郎氏 (国立民族学博物館准教授)

15:05～ 対談「障害とは何か～障害の社会モデルを通じて考える～」

広瀬 浩二郎氏、北野誠一氏



北野 誠一 氏

NPO法人 おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長、滋賀県障害者施策推進協議会会長、西宮市権利擁護支援センター運営委員長、寝屋川市障害者施策推進協議会委員長、西宮市障害福祉推進計画推進会議委員長、泉大津市・伊賀市等地域自立支援協議会委員長、大阪市障害者差別解消支援地域協議会委員長、明石市障害者差別解消支援地域協議会委員長等委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。



広瀬 浩二郎 氏

自称「座頭市流フィールドワーカー」、または「琵琶を持たない琵琶法師」。  
1967年、東京都生まれ。13歳の時に失明。筑波大学附属盲学校から京都大学に進学。2000年、同大学院にて文学博士号取得。専門は日本宗教史、触文化論。01年より国立民族学博物館に勤務。現在はグローバル現象研究部・准教授。「ユニバーサル・ミュージアム」(誰もが楽しめる博物館)の実践的研究に取り組み、「さわる」をテーマとする各種イベントを全国で企画・実施している。『目に見えない世界を歩く』『さわって楽しむ博物館』(編著)『知のスイッチ』(共編著)など、著書多数。

主催

滋賀県

E-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp

FAX 077-528-4853

滋賀県庁健康医療福祉部障害福祉課共生推進係あて

令和元年7月28日（日）開催

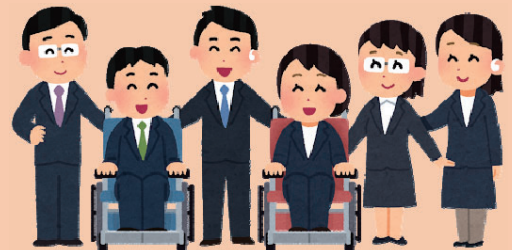
# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例フォーラム

## 参加申込書

(フリガナ) 参加者氏名	
所属 (※個人の場合は居住市町名)	
電話番号	
E-mail	
配慮すべき事項等がありましたらお書きください	※各会場に手話通訳および要約筆記を配置します。点字資料等その他の配慮が必要な場合に記載してください

※記入いただいた個人情報は、本フォーラムに関する業務のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

## 会場案内



## 申込・問い合わせ

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係  
TEL 077-528-3541  
FAX 077-528-4853  
E-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp

## 申込方法

参加をご希望の方は、上記参加申込書によりメールまたはFAXにてお申し込みください。

# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 を制定しました(H31.4.1一部施行/10.1全部施行)

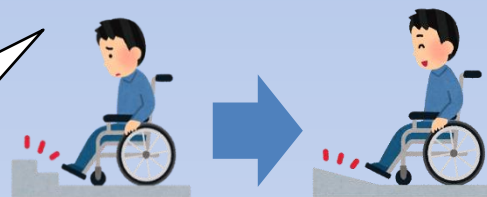
## 【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。
2. 合理的配慮の提供等を義務化します。
3. 相談・解決の仕組みを整備します。

## 1 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁(物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの)を社会全体で取り除いていく必要があります！



## 2 合理的配慮の提供等を義務化します。(令和元年10月～)

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務
個人	条例上の義務	条例上の義務

### 障害を理由とした差別とは？

誰もが納得できる理由ややむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

例：アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



### 合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合において、負担が重たくない範囲で配慮を行うことです。

例：聴覚に障害のある人には・・・  
→手話や紙に書いたり、身振り手振りなどで伝える。



県民の皆さんが障害のある人への差別をしないことはもちろん「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。  
「合理的配慮の提供」は、社会的障壁をなくすための具体的な実践です。

### 3 相談・解決の仕組みを整備します。(令和元年10月～)

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域アドボケーター」を設置します。

また、相談では解決しない事案については、新たに「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みを整備します。

相談しても解決しない場合

相談

あっせん申立

勧告・公表

■差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」が相談に応じます。

■「地域アドボケーター」を各福祉圏域に複数名配置します。

■あっせんの手続きは「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」が行います。

※委員会は、公正中立な立場であっせんを行う第三者機関です。

■正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できます。

■勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがあります。



### 地域アドボケーター(地域相談支援員)とは……

#### 【課題】

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。



障害当事者への気づき、支援のために

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担います。  
(滋賀県独自の取組です。)



#### 【お問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3540 FAX 077-528-4853  
e-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp